

常総市いきいき住マイル支援補助金制度（概要）

令和2年5月13日更新

若い世代や子育て世代の定住促進を図ることで、人口の減少を抑制し、更に家族と共に暮らす環境づくりをサポートすることで、子育て環境の充実や高齢者支援を推進するため、平成29年度から、若年夫婦世帯と子育て世帯の住宅取得・改修と、三世帯同居及び近居を支援する補助金交付制度を実施します。

1. 制度の概要

常総市内で住宅を取得（新築・新築住宅又は中古住宅を購入）又は改修（増改築・リフォームなど）した若年夫婦世帯（いずれかが46歳未満である夫婦）若しくは子育て世帯（中学生以下の子と同居し養育する世帯）に対し、取得又は改修に要した費用の一部を補助するもので、三世帯同居及び近居世帯に対しては補助額を上乗せします。

また、上記の新築住宅を対象とし、120㎡分までを限度とする固定資産税額の2分の1の額を3年度にわたり補助します。

2. 事業期間

平成29年度から令和2年度まで

3. 補助金の種類

- (1) 住宅取得支援補助金
- (2) 住宅改修支援補助金
- (3) 固定資産税補助金

4. 募集期間

事業期間内において年度ごとに行う。

5. 取得及び改修補助対象の住宅

- (1) 専用住宅又は併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）であって、取得又は改修したもの。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準を満たすもの。
- (3) 事業期間内に、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの、かつ事業期間前に当該住宅に居住経緯が無いもの。（取得）
- (4) 工事の着工前に見積書及び現況写真等を提出し、工事完了後に補助対象工事の請求書、領収書の写し並びに工事完了後の写真等が提出されたもの。（改修）

6. 補助対象者（次のいずれにも該当するもの）

- (1) 事業期間に新たに住宅を取得又は改修したものであること。
- (2) 若年夫婦世帯若しくは子育て世帯であること。
- (3) 若年夫婦世帯であればいずれかの所有又は共有、子育て世帯であれば子の扶養者の所有であること。
- (4) 若年夫婦のいずれか、若しくは子育て世帯の扶養者が補助対象経費を負担していること。
- (5) 若年夫婦世帯及び子育て世帯並びに親世帯の世帯員全てに市町村税及び国民健康保険税等の滞納が無いこと。
- (6) 若年夫婦世帯及び子育て世帯並びに親世帯の世帯員全てが生活保護受給者でないこと。
- (7) 若年夫婦世帯及び子育て世帯並びに親世帯の世帯員全てが暴力団員等でないこと。
- (8) 交付決定のあった日から、3年以上本市に定住する見込みがあること。
- (9) 三世代同居及び近居による補助金の交付を受けようとする者は、事業の趣旨を理解し、世代間でお互いに協力して介護や見守り等、必要な援助を行うことができること。
- (10) 過去に当該制度及び常総市地域の輪（絆）再生補助制度による補助金の交付を受けていないこと。

7. 補助対象経費（次の経費から、消費税及び地方消費税を控除した額とする）

- (1) 住宅の取得に要する費用又は工事費用で、建物の敷地に供される土地の取得に要する費用を除いたもの。
- (2) 住宅の改修に要する総額150万円以上の工事費用で、居住の用に供さない部分を除いたもの。

8. 住宅取得及び改修の補助金額

(1) 住宅取得費用に対する補助金

補助対象経費の2分の1の額又は次の表に掲げる区分に従い定める金額のいずれか低い額。

世帯の種別	建築業者種別	補助金の額
若年夫婦世帯	市内	30万円
	市外	15万円
子育て世帯	市内	70万円
	市外	35万円
三世帯同居・近居世帯	市内	100万円
	市外	50万円

(2) 住宅改修費用に対する補助金

補助対象経費の10分の1又は次の表に掲げる区分に従い定める金額のいずれか低い額。

世帯の種別	建築業者種別	補助金の額
若年夫婦世帯	市内	20万円
	市外	10万円
子育て世帯	市内	40万円
	市外	20万円
三世帯同居・近居世帯	市内	50万円
	市外	25万円

9. 固定資産税補助金

(1) 対象住宅

新築された住宅（専用住宅又は居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅）で、居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの。

(2) 補助額

対象住宅の120㎡分までを限度とする固定資産税額の2分の1の額

(3) 補助対象期間

課税される年度から3年度分

* 一般住宅・長期優良住宅ともに、当該事業での補助対象期間は3年とする。

10. 申請に要する書類

1. 住宅取得支援補助金又は改修支援補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

なお、住宅取得支援補助金及び改修支援補助金の併用申請は不可とする。

- (1) 母子健康手帳の写し（申請時に妊娠中の者が属する場合）
- (2) 親、子及び孫の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は出生証明書の写し
- (3) 市町村税及び国民健康保険税の納税証明書
- (4) 取得補助対象住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書の写し
- (5) 改修補助対象住宅に係る見積書、工事着工前及び完了後の写真、請求書の写し並びに領収書の写し
- (6) 建築確認済証及び建築完了検査済証の写し
- (7) 建設工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (8) 補助対象住宅が併用住宅の場合は、居住用面積が明らかになる図面及び面積計算書
- (9) 同意書
- (10) 誓約書
- (11) その他市長が必要とするもの

2. 固定資産税補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする年度に係る対象住宅の固定資産税納税通知書が送達された日から起算して90日以内に、交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 当該固定資産税納税通知書の写し（課税明細書の写し）
- (2) 固定資産税の納付が明らかになる書類（領収書の写し等）
- (3) その他市長が必要とするもの

1 1. 申請から交付までの流れ

(1) 取得（新築・購入）の場合

申請者	常総市
① 住宅の新築，新築住宅・中古住宅の購入，建替え ② 対象住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記 ③ 交付申請書の提出 ⑥ 通知書の受理 ⑦ 補助金の交付請求 ⑨ 補助金の受け取り	④ 受付・審査 ⑤ 交付決定通知又は不交付決定通知 ⑧ 交付決定の場合補助金交付

(2) 改修（増改築・リフォームなど）の場合

申請者	常総市
① 補助対象工事の着工前に，見積書及び現況写真等を添付し交付申請書を提出 ④ 通知書の受理 ⑤ 工事完了後 30 日以内に請求書・領収書の写し，完了後の写真等を添付し補助金の交付請求 ⑦ 補助金の受け取り	② 受付・現地調査・審査 ③ 交付決定通知又は不交付決定通知 ⑥ 交付決定の場合補助金交付

1 2. 住宅ローンに係る金利の優遇について

「常総市いきいき住マイル支援補助金制度」に規程する補助金の交付資格要件を満たす方については、対象となる住宅ローンに係る特別金利の優遇措置を、下記の金融機関と提携しております。

詳しくは、各金融機関等にお問合せ下さい。

※ 住宅ローンについて、フラット35をご利用希望の方は、施行前に必ず常総市の都市計画課まで、お問い合わせください。

* 金利優遇提携先

	名 称	問合せ先
1	常陽銀行	市内各支店へ
2	筑波銀行	〃
3	茨城県信用組合	〃
4	独立行政法人住宅金融支援機構 (フラット35)	常総市都市計画課 住宅・公園係へ

【お問い合わせ】

常総市 市民と共に考える課 市民協働係

常総市水海道諏訪町3222-3

電話 0297-23-2111 内線 2120

〈フラット35〉子育て支援型の事前申請のご相談

常総市 都市計画課 住宅・空き家対策係

内線 2732